

# (仮称) 私のまちづくり条例の概要（案）

## 名称（案）

- 公募を検討

No.1

No.2

## 前文

わたしたちの千葉市では、社会経済情勢の変化とともに、人々の価値観や生活様式が多様化し、個人では解決できない公共の課題が増大しています。また、様々な社会的要因により、これまでどおりの行政サービスを受けることが困難になります。一方、防犯、防災、福祉、環境、教育など様々な分野でわたしたち千葉市民が自ら課題の解決に向けて取り組み始めています。

このような状況の中でわたしたちは、わたしたちと子どもたちの未来のために「将来に引き継ぎたいと思えるまち」の実現を目指します。それは誇りと愛着を持ち、幸せを感じられ、安全・安心に住み続けられ、人と人のつながりが感じられるまちです。

わたしたちは、このような良いまちを実現したいと思うからこそ、あらゆる情報と知識を収集・活用しながら、また、ほどよく「おせっかいの精神」で助け合いながら、できることは自ら取り組みます。そして、市の役割を尊重しつつ、力を合わせます。

これらの想いを共有し、地域の実情に合ったまちづくりに自ら取り組むため、ここに条例を制定します。

## 第1章 まちづくりの基本的な考え方

No.2

### （まちづくりの基本的な考え方）

第1条 わたしたちは、ここに住むもの、働くもの、学ぶものすべて（個人、団体、企業、学校等）を、まちづくりの主役であり、仲間であると考えます。

2 わたしたちは、まちづくりの出発点はわたしたち自身だと考え、できることは自ら取り組みます。

3 わたしたちは、できることは自ら取り組むために、あらゆる情報と知識を収集し、または活用します。

4 わたしたちは、わたしたちにできないことや本当に必要なことを発信します。

5 まちづくりをするために、わたしたちと市が共にできることを話し合い、力を合せることが必要だと考えます。

## 第2章 わたしたちにできること

No.2

### （わたしたちにできること）

第2条 わたしたちはまちづくりをするために、あらゆる情報と知識を収集し、または活用して次のことができます。

（1）わたしたちが住んでいる地域に関心を持ち、課題に気づくこと。

（2）地域の課題を「ジブンゴト」として捉え、共有すること。

（3）地域と緩やかにつながりを持ち、その輪を広げ、信頼関係を築くこと。

（4）地域活動やボランティア活動に、できるところから参加すること。

（5）地域に必要な資源を考え、探すとともに行動して生み出すこと。

（6）力を合わせて地域の課題の解決に向けて取り組むこと。

（7）地域経済活動を行うこと。

（8）地域で解決できないことや本当に必要なことを発信すること。

（9）市の施策にできるところから参画すること。

No.3

### （わたしたちが期待すること）

第3条 わたしたちは、前文に掲げた将来に引き継ぎたいまちづくりについて、できるところから取り組みますが、市には、わたしたちのパートナーとなり、情報や知識、参加・協働の場の提供など、積極的な支援を期待します。

## 第3章 市が取り組むこと

No.2

No.4

### （市が取り組むこと）

第4条 市は、市民の主体的な取組に対して、行政資源を有効に活用して、可能な範囲で支援するよう努めます。

2 市は、市民が情報を利活用しやすくするため、情報と知識を集約し、わかりやすい形で発信するとともに、市民からの意見及び提案に対し、誠実に応答するよう努めます。（現行条例第4条第4項）

3 市は、市民及び市職員に対し、まちづくりに関する啓発、研修等を行うことにより、まちづくりの基本的な考え方に対する理解を促進するよう努めます。（現行条例第4条第3項）

4 市は、まちづくりを推進するに当たっては、市民の主体的な判断や行動及び議会の権限や役割を尊重します。（現行条例第4条第5項）

5 市は、市民の意見及び提案を的確に把握し、これを市の施策に反映させるとともに、多様な市民の活動をまちづくりに活かすよう努めます。（現行条例第4条第1項）

6 市は、市民参加と協働の機会を積極的に提供するとともに拡大し、その機会を活用しやすくするための環境づくりに努めます。（現行条例第4条第2項）

## 第4章 市民の主体的な取組に対する支援

### （地域運営委員会等に対する支援）

第5条 市は、地域運営委員会（市民同士の情報共有、連携・協力をより一層進め、地域が抱える課題の解決に向けて取り組むための組織をいいます。）等の設立と運営に関して、可能な範囲で支援をするよう努めます。

### （コーディネート）

第6条 市は、市民同士が連携して互いの資源を生かせるような橋渡しをするよう努めます。

### （機会の創出）

第7条 市は、市民同士が情報と知識の共有を図るために機会の創出に努めます。

### （活動の促進）

第8条 市は、市民の主体的な取組がより一層活発になるように、活動の促進に寄与するよう努めます。

## 第5章 協働と市民参加

### （協働の推進）（現行条例第10条）

第9条 実施機関は、公共の課題の解決のため、協働における多様な形態のうち、適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めます。

2 実施機関は、市民との協働が円滑に進むよう必要な措置を講じるよう努めます。

3 実施機関は、事業の改善や市民サービスの向上のため、市民が持つ多様な知識や経験を活かした有用な提案に対して、可能な範囲で実施するよう努めます。

### （市民参加の手続き）（現行条例第6条）

第10条 実施機関は、パブリックコメント手続の実施、附属機関への付議、ワークショップ（市民及び実施機関又は市民同士が対等な立場で行う議論又は作業を通じて意見を集めること）の開催その他の市民参加の手続のうち、施策の計画、決定、執行及び評価の一連の過程において適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めます。

2 実施機関は、市民参加の手続を実施するに当たっては、その結果を最も効果的に施策に反映できると認められる適切な時期に積極的に実施するよう努めます。

3 実施機関は、市民参加の手続を実施するに当たっては、無作為抽出等の手法を用いて、多様な人材が参加できるよう努めます。

4 パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、規則で定めます。 (現行条例第7, 8条)

5 附属機関の委員の選任に関し必要な事項は、規則で定めます。 (現行条例第9条)

#### (市民の意向の把握) (現行条例第11条)

第11条 実施機関は、この条例に定めるもののほか、適切な方法により、市政に関する市民の意向を積極的に把握するよう努めます。

### 第6章 推進計画

#### (推進計画) (現行条例第12、13条)

第12条 市長は、まちづくりを推進するための実施計画を定めます。

2 市長は、まちづくりを推進するための実施計画及びその実施の状況を公表しなければなりません。

### 第7章 推進会議

#### (推進会議の設置等) (現行条例第14~16条)

第13条 市は、まちづくりの推進について調査審議するため、〇〇推進会議（以下「推進会議」といいます。）を置きます。

2 推進会議は、次に掲げる事項を調査審議します。

(1) 実施計画の策定に関する事項

(2) 実施状況に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、まちづくりの推進に関する事項

3 推進会議は、前項の規定により調査審議するほか、まちづくりの推進に関し、市長に意見を述べることができます。

4 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

### 第8章 委任

#### (委任) (現行条例第17条)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

### 附則

千葉市市民参加及び協働に関する条例は廃止する。